

## 1.適合性審査における小規模団体への配慮

### (1)小規模団体の範囲

次の①か②のいずれかを満たす団体。

①「公的助成金合計額が0円」

②「公的助成金合計額が4,000万円以下」かつ「経常収益に占める公的助成金合計額の割合が50%以上」

※公的助成金・・・強化費、スポーツ振興くじ助成、スポーツ振興基金助成

### (2)配慮の方法

「原則2(3)②理事が原則として10年を超えて存在することがないように再任回数の上限を設けること」において、「小規模団体配慮措置」を設定。

小規模団体に該当する団体は、2巡目の適合性審査時に限り、配慮を希望する場合、条件を満たす説明(役員候補者選考委員会などでの評価)を行えば、規定を遵守できていなくとも、足りることとする。

### (対応状況)

令和7年度審査では、審査対象団体全28団体から申請がなかったため、配慮措置は適用しなかった。

## 2. 競技横断的な支援の方法

(1) 団体(NF)役員等のリストの作成・共有による、団体間の役員等の人材環流の創出。

→ JSPO・JOC・JPCの加盟競技団体の役員情報を取りまとめ、令和7(2025)年12月に役員リストを作成・各加盟競技団体に展開。

(2) 統括団体による、法務、会計、危機管理等、NFの人材育成に資する研修等の創設。

→ 令和7(2025)年10月16日、統括3団体共催でNF向けの研修会を実施(対面・オンライン併用)。

<対象者> JOC・JSPO・JPC加盟団体の役職員

<研修テーマ> 人(人財)とお金(マーケティング活動)について

～健全な組織運営のため「マンパワー」「資金力」を確保し、運営力を高めるには?～

<研修内容> 1. 中央競技団体现況調査について

2. マーケティング活動について

3. 人材育成について～スポーツ業界の市場感～

4. 人材育成について～スポーツ団体における採用基本と考え方～

5. 労務管理について

<参加団体・人数> 約95団体・約225名

<補足> 研修後には個別ブースを設け、個別の質問や相談を受け付けた。